

熊野市地域包括支援センター

当センターは、高齢者が、住みなれた地域で、いきいきとその人らしい生活を送ることができるように、生活の介護の相談や介護サービスなどを受けるご支援を行うところです。

地域包括支援センターの業務内容（しごと）

1. 自立して生活できるよう支援します

要支援1・2と認定された人は、介護保険の介護予防サービスを利用できますので、その支援をいたします。支援や介護が必要となるおそれの高い人や自立した生活をしている人などは、熊野市が行う介護予防事業を利用できます。

2. みなさんの権利を守ります

高齢者のみなさんが安心していきいきと暮らすために、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や、虐待を早期に発見したり、消費者被害などに対応します。

3. さまざまな方面からみなさんを支えます

みなさんを支える地域のケアマネジャーの指導や支援のほか、高齢のみなさんにとってより暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークづくりに力を入れます。

4. なんでもご相談ください

高齢のみなさんやその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。介護に関する相談や心配事、悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活に関することなど、なんでもご相談ください。



権利擁護支援



相談応受



介護予防

高齢者のお悩み・ご相談は、当センターにご連絡ください！

たとえば・・・

「介護保険を使って、ヘルパーを利用したいけど、どうしたらいいのかな」

「自分のお金が自由に使えなくなったけど、誰に相談したらよいかわからない・・・」

「高額の商品を買わされたけど、返品したい」

「介護に疲れてきた」

「歩くのが大変になって、出かけるのがおっくうになってきた・・・」 など

なんでも、結構です。

☆当センターには、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師の専門職がいますので、相談に応じて、対応・助言させていただきます。

☆秘密厳守

☆相談料は、無料です。

くまのしちいきほうかつしえんせんたー
熊野市地域包括支援センター

電話 0597-89-5811

住所 熊野市井戸町 1150 番地 (熊野市保健福祉センター内)